

平成23年5月20日

平成23年度都道府県・政令指定都市 犯罪被害者等施策主管課室長会議 内閣府説明資料



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

本日お話しする内容

● 犯罪被害者等施策の概要・枠組み

- ・ 犯罪被害者等の置かれている状況
- ・ 犯罪被害者等基本法制定までの経緯
- ・ 犯罪被害者等基本法の概要
- ・ 政府における犯罪被害者等施策の推進

● 第1次犯罪被害者等基本計画の総括

- ・ 第1次犯罪被害者等基本計画の概要及び評価

● 内閣府における主な取組

● 第2次犯罪被害者等基本計画の策定の経緯

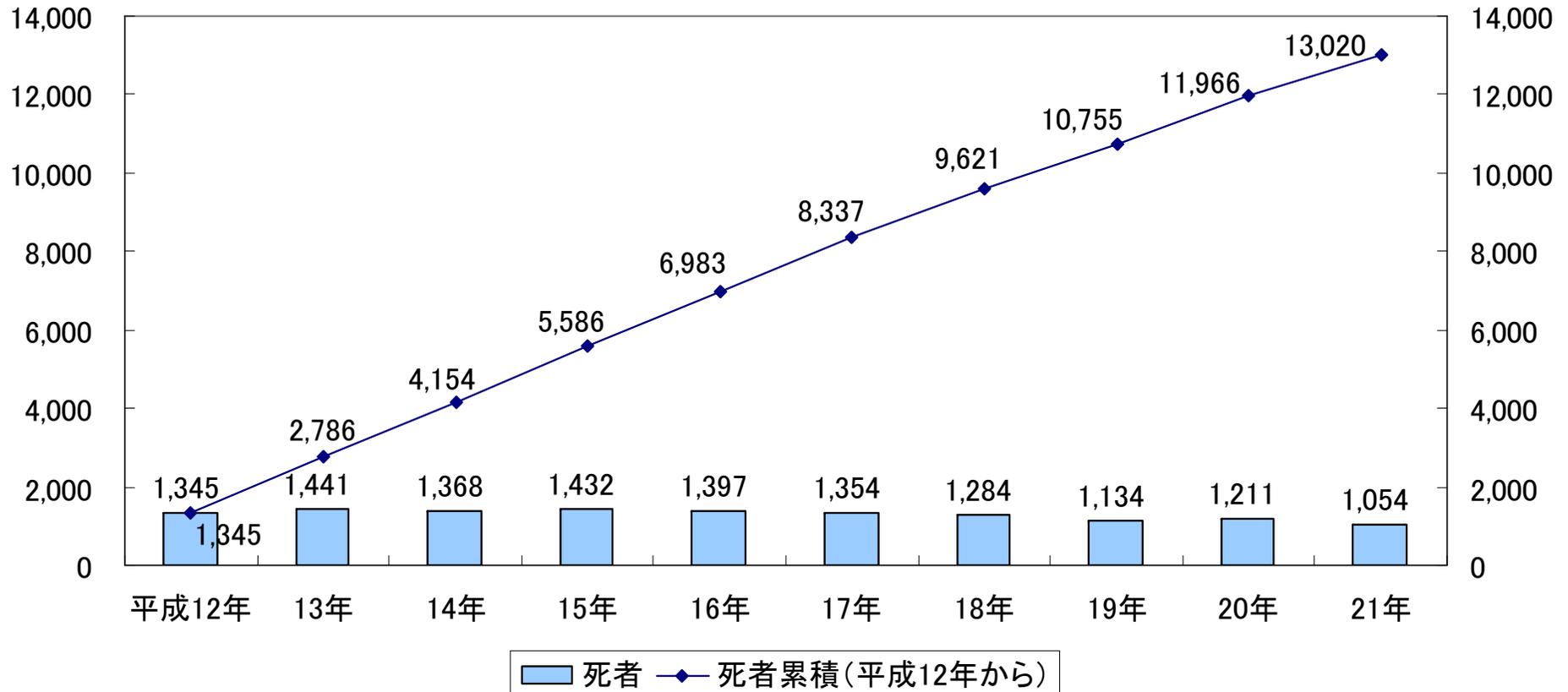
● 第2次犯罪被害者等基本計画の概要

● 地方公共団体に望む取組

犯罪被害者等の置かれている状況

刑法犯により死亡した者の数の推移と累積(平成12~21年)

(平成22年警察白書から)



※参考 平成21年度の重傷者 2,832人

平成21年度の軽傷者 29,190人

犯罪被害者等基本法制定までの経緯①

基本法までの施策の展開

昭和30年代	自動車損害賠償保障法の制定、 刑法等での証人保護のための規定の新設	
昭和55年	犯罪被害者等給付金支給法の制定	
平成8年以降	警察庁「犯罪被害者対策要綱」策定、 検察庁「被害者通知制度」導入 など、各省庁単位で取組	
平成12年	犯罪被害者等保護二法の制定	等



- 上記施策の展開に一定の評価あり
- しかし、
- 犯罪被害者等からは、依然として不満あり



平成16年12月 犯罪被害者等基本法の成立

犯罪被害者等基本法制定までの経緯②

基本法までの犯罪被害者等当事者、民間被害者団体及び 民間被害者支援団体の主な動き

- 昭和42年 「殺人犯罪撲滅推進遺族会」結成
- 平成3年 「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」
(警察庁主催)において犯罪被害者遺族が支援を求めて
発言
- 平成4年 「犯罪被害者相談室」設立
- 平成10年 「全国被害者支援ネットワーク」設立
- 平成11年 全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者の権利宣言」発表
- 平成15～16年 「全国犯罪被害者の会～あすの会～」が、犯罪被害者等
のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴の実現をめざして街頭署名活動(計557,215名)
- 平成16年 犯罪被害者等基本法成立

犯罪被害者等基本法の概要①

■目的■（第1条）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を定め
→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、
犯罪被害者等の権利利益を保護

■対象■（第2条）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）
の被害者、その家族・遺族

犯罪被害者等基本法の概要②

■基本理念■（第3条）

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等 （第4～7条）

■犯罪被害者等基本計画の策定■（第8条）

■基本的施策■（第11～23条）

犯罪被害者等基本法の概要③～地方公共団体の役割～

○地域の状況に応じた施策を自ら策定・実施

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有する。

○国と同様、基本的施策として広範な施策を実施

- ・相談及び情報の提供等(第11条)
- ・損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- ・給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- ・犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- ・居住及び雇用の安定(第16～17条)
- ・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- ・国民の理解の増進(第20条)
- ・調査研究の推進等(第21条)
- ・民間の団体に対する援助(第22条)
- ・意見の反映及び透明性の確保(第23条)

政府における犯罪被害者等施策の推進①

平成16年12月 **犯罪被害者等基本法**成立(議員立法)

平成17年12月 **犯罪被害者等基本計画**閣議決定

(計画期間:平成22年度末まで)

平成18年4月 基本計画推進専門委員等会議と
3つの検討会設置

平成19年11月 3検討会の最終取りまとめを推進会議に報告
⇒ 推進会議は、各検討会の最終取りまとめに従って施策を進めていく旨決定

政府における犯罪被害者等施策の推進②

犯罪被害者等施策推進会議

(推進会議決定により開催)

平成22年2月～

基本計画推進専門委員等会議

基本計画策定・
推進専門委員等会議

(基本計画に基づき開催)

経済的支援に関する検討会

支援のための連携に関する検討会

民間団体への援助に関する検討会

※ 3検討会は、最終取りまとめの推進会議における決定をもって終了

第1次犯罪被害者等基本計画の概要①

基本計画において、

○個々の施策の策定・実施や連携に際し、目指すべき方向として「**4つの基本方針**」を設定

○広範囲・多岐にわたる犯罪被害者等の要望を整理し、浮かび上がってくる大局的な課題として「**5つの重点課題**」を設定

第1次犯罪被害者等基本計画の概要②

4つの基本方針

尊厳にふさわしい処遇
を権利として保障する
こと

個々の事情に応じて
適切に行われること

途切れることなく行わ
れること

国民の総意を形成し
ながら展開されること

5
つ
の
重
点
課
題

1. 損害回復・経済的支援等への取組（基本法第12・13・16・17条関係）

42施策

2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14・15・19条関係）

69施策

3. 刑事手続への関与拡充への取組（基本法第18条関係）

43施策

4. 支援等のための体制整備への取組（基本法第11・21・22条関係）

75施策

5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（基本法第20条関係）

29施策

推進体制に関するもの(19項目)

計画期間:5年

合計 **258施策**